

ラムサール条約国別報告書（案）に対する意見

[御意見]

該当箇所	Target 5, p.19, 5-7
意見要約	中池見に横断的な管理委員会はない
意見および理由	保全に関わる地元 NPO よりヒアリングした。「委員会がある」とどのように把握したのか教えてほしい。

該当箇所	Target 8, p23, 8-5 「過去3年で、全体的に湿地の状態は変化したか」 a)ラムサール条約登録湿地について
意見要約	「0=変化なし」ではなく「N=悪化した」が適当であると考えます。
意見および理由	<p>慶良間諸島のサンゴ礁については2016年以降毎年のように南西諸島は気候変動の影響を受けサンゴの白化等が起こっている</p> <p>参考：国内最大のサンゴ礁、半分以上が死滅 97%が白化 https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/70435</p> <p>その他、沿岸部は気候変動や海洋酸性化の影響を受けており（山野 博哉、2017、藤井 賢彦、2020 など）、漁獲される魚種の変化や海藻の減少、サンゴ礁の北上などが確認されている。砂浜の消失の予測もなされ（有働恵子 2014）、沿岸部のラムサール登録地は少ないとはいえ、影響が皆無とは考え難い。</p> <p>根拠となる出典等</p> <p>①山野博哉(2017)世界と日本におけるサンゴ礁の状況、今後の予測、そして保全に向けた取り組み. 日本サンゴ礁学会誌 第19巻 41-49</p> <p>②藤井 賢彦(2020) 地球温暖化・海洋酸性化が日本沿岸の海洋生態系や社会に及ぼす影響. 水産工学. Vol 56 No3 pp191-195</p>

該当箇所	Target 8, p23, 8-5 「過去3年で、全体的に湿地の状態は変化したか」 b)湿地全体
意見要約	「0=変化なし」ではなく「N=悪化した」が適当であると考えます。辺野古・大浦湾は、沖縄のサンゴ礁では珍しい大きく深い湾があり多様な湿地環境を有する。重要湿地500、沖縄県の自然環境保全の指針ランクIに指定され、沖縄島周辺最大規模の海草藻場、絶滅危惧種や

	<p>新種が多く棲息し、4ページGの「海洋生物多様性の保全を着実に推進すること」にも大きく関連する。しかし大規模な埋め立て計画で危機に瀕しており、この事実を報告書に記載すべきである。</p>
意見および理由	<p>辺野古・大浦湾はその沖縄のサンゴ礁では珍しい大きく切れ込んだラッパ状の深い湾を有する特徴的な地形を持つ。沖縄島周辺最大の規模の海草藻場を持ち、ジュゴンをはじめとする多くの絶滅危惧種が棲息し、近年になり新種や国内初記録の生物種が発見されている。重要湿地 500 に含まれる場所であり、沖縄県自然環境の保全に関する指針ランク(自然環境の厳正な保護を図る区域)に指定されている。</p> <p>特異な遺伝子型を持つアオサンゴ群集や日本で報告例のない学術的価値のある長島の洞窟などがある。埋め立て工事が進んでおり、海草藻場が影響を受けており、周辺の環境に及ぼす影響が大きくなる可能性が高い。生物多様性保全上大事な場所であるので国別報告書への記入を求める。</p> <p>根拠となる出典等</p> <p>①2014年7月24日日本自然保護協会記者会見資料 https://www.nacsj.or.jp/katsudo/henoko/2014/07/2110ga.html</p> <p>②日本自然保護協会報告書 第97号「沖縄島北部東海岸における海草藻場モニタリング調査報告書」、2007年発行</p> <p>③「辺野古・大浦湾 アオサンゴの海 生物多様性が豊かな理由」、2009年発行、日本自然保護協会</p> <p>④日本自然保護協会報告書 第100号「沖縄島辺野古における海草藻場モニタリング調査(ジャングサウオッチ)10年のまとめ~ジャングサウオッチ10年報告書」、2013年発行、日本自然保護協会</p>

該当箇所	<p>Target 8, p23, 8-5</p> <p>「過去3年で、全体的に湿地の状態は変化したか」b)湿地全体</p>
意見要約	<p>沖縄県・泡瀬干潟は、日本の代表的なサンゴ礁干潟で、絶滅危惧種が多く棲息し、渡り鳥が利用する。重要湿地 500、沖縄県の自然環境保全の指針ランク I である。生物や地形の多様な環境だが埋め立てが進行中で貴重な生態系が損なわれつつあり、この事実を報告書に記載すべきである。</p>
意見および理由	<p>日本の代表的なサンゴ礁干潟であり、かつては沖縄島周辺で2番目の面積の海草藻場が広がっていた。多くの絶滅危惧種が棲息し、渡り鳥が利用している。海草とヒメマツミドリイシが共生する、珍しい海域もある。この場所は重要湿地 500 に含まれており、沖縄県自然環境の保全に関する指針ランク I(自然環境の厳正な保護を図る区域)に指定されている、生物や地形の豊かな多様な環境である。埋め立てが進行中で貴重な生態系が損なわれつつある。国別報告書に記入すべきである。</p>

	<p>根拠となる出典等</p> <p>①『うまんちゅぬ宝 泡瀬干潟の自然 ガイドブック』 2010年9月10日 著者:泡瀬干潟自然環境調査委員会、発行:日本自然保護協会</p> <p>②日本自然保護協会(2011) 泡瀬干潟・海草藻場、サンゴ群集モニタリング調査結果(2004-2011)</p> <p>https://www.nacsj.or.jp/archive/files/katsudo/awase/pdf/_20110914awasesiryoy.pdf</p>
--	---

該当箇所	Target 8, p23, 8-5 「過去3年で、全体的に湿地の状態は変化したか」b)湿地全体
意見要約	2011年以来、東北や中部(静岡県など)、南西諸島など日本各地で復旧工事や防災の目的で巨大防潮堤や護岸が建設されている。砂浜の幅は1950年と比べると狭くなってきており、最も厳しい条件では21世紀末には砂浜消失という予測もある(有働、2014)。日本全国の砂浜の詳細について調査はなされていないものの、現状把握すら十分行われる前に消失の危機にあることを記載するべきである。
意見および理由	<p>根拠となる出典等</p> <p>①会報『自然保護』特集:このままでいいのか!? 防潮堤計画 2013年7/8月号発行:日本自然保護協会 https://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/2013/07/201378.html</p> <p>②有働恵子・武田百合子(2014)海面上昇による全国の砂浜消失将来予測における不確実性評価。土木学会論文集G(環境)Vo170 N05</p>

該当箇所	Target 13, p35-36 13.1「湿地に影響を及ぼし得る政策、事業及び計画を見直す際に、戦略的環境影響評価手法を適用しているか。」 13.2「湿地に影響を及ぼし得る開発事業(建造物や道路の新設、資源採掘産業等)に際して環境影響評価はなされているか。」
意見要約	日本では海岸法は環境影響評価法の対象になっていないため、大規模な防潮堤建設などの計画があっても環境影響評価がなされていないことを明記するべきである。
意見および理由	根拠となる出典等 環境影響評価法 第二条(定義)

該当箇所	Target 13, p36 13.2「湿地に影響を及ぼし得る開発事業(建造物や道路の新設、資源採掘産業等)に際して環境影響評価はなされているか。」
意見要約	環境影響評価法が改正され、計画段階からの検討が始まったが、事業を前提とした手続きであることに変わりはなく、戦略的環境影響評価手法の適用とは言い難い現状であること

	を明記すべきである。
意見および理由	<p>環境影響評価法が改正され、戦略的環境影響評価手法を取り入れるための検討がなされて、配慮書手続きが加わり、計画段階から検討されるようになったのは事実である。しかし、事業者自身による影響評価手続きであり、保全のための措置が限定的であることに変わりはなく、戦略的環境影響評価手法とはいえないのが実態である。</p> <p>根拠となる出典等 環境影響評価法</p>

該当箇所	<p>Target 16.8, p41</p> <p>「人間や野生生物にとっての湿地の重要性や、湿地によりもたらされる生態系の恩恵/サービスについて普及啓発するため、キャンペーン、プログラムまたは事業（世界湿地の日に関係する活動以外）が第13回締約国会議以降実施されたか。」</p>
意見要約	<p>2014年から毎年、サンゴの日（3月5日）前後の2週間をサンゴ礁ウィークとし、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、沖縄を中心とする全国各地の市民団体や研究者などが「サンゴ礁ウィーク」としてサンゴ礁の観察会、学習会、シンポジウム、写真展などのイベントを20-30回開催している。</p>
意見および理由	<p>沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁ウィーク</p> <p>https://coralreefconservation.web.fc2.com/sangoweek/sangoweek2020.html</p>

該当箇所	セクション5 p.51-54
意見要約	各ラムサール条約湿地の評価は、各湿地の保全に関わる市民団体や自治体へのアンケートなどにより事実にもとづく情報で評価してください
意見および理由	現在は国立公園の管理計画や、各湿地の保全計画があるかで環境省で機械的に判断していると聞いている。そのため現状に即したものになっていない可能性がある。